

令和5年5月9日

市立各小・中学校
保護者各位

八戸市教育委員会
教育長 齋藤 信哉

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、本年5月8日から5類感染症へ移行されたことを受け、本市においてもマスク着用を求めないことを基本とし、従前の教育活動を行うことといたします。

保護者の皆様におかれましては、下記について御留意いただき、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 御家庭での基本的な感染症対策について

(1) 健康観察

お子さまの健康状態を確認していただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅での休養を推奨します。

(2) 手洗い等の手指衛生と咳エチケット

外から帰った時やトイレの後、食事の前後などのこまめな手洗い及び飛沫を飛ばさないための咳エチケットを励行してください。

2 登校について

- ・感染が判明した場合は、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」登校できません。
- ・発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお勧めします。
- ・同居している家族が陽性であっても登校は可能ですが、陽性者の発症日から5日間は体調に留意し、健康観察や感染対策（手洗いや咳エチケット等）に努めてください。
- ・同居家族に高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの事情により、感染が不安で休ませたい場合は、欠席とはなりませんので、学校へ御相談ください。
- ・これまで発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状で休む場合には、一律出席停止扱いとしていましたが、今後は原則欠席扱いとなります。ただし、感染状況によっては、出席停止扱いとなる場合もあります。（発熱等の症状がある場合は、医療機関の受診をお勧めします。）